## 地 域 公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案要綱

## 第一 目的の改正

 $\mathcal{O}$ 

地

域

間

の交流

 $\mathcal{O}$ 

促進等を図るため

Ď

基盤となる地

域公共交通

網

 $\mathcal{O}$ 

形

成

 $\mathcal{O}$ 

促進

0)

観

点か

5

地

域

公共

交通

 $\mathcal{O}$ 

0) 法 律 は、 地 域 住 民 の自立 した日常生活 及び社会生活 ... (7) 確 保、 活 [力あ] る都 市 活 ...動  $\widehat{\mathcal{O}}$ 実現、 観 光 そ の他

活 性 化及び再生を推進することが重要となっていることに鑑み、 交通政策基本 法 の基本理念にのっ

地方公共団体による地域公共交通 網形成計画の作成に関する措置等について定めることにより、 持 続 可能

な地 域 公共交通 網の形成に資するよう地域 公共交通 の活性: 化及び 再生の ため の地: 域 における主体 的 な 取 組

意工夫を推 進 Ļ ŧ 0 て 個 性豊 か で活力に満 5 た地 域 社会の 実現に寄与することを目的とすること。

及び

創

(第一条関係)

## 第二 地域公共交通再編事業の定義

0) 法 全にお 7 . て 地地 域公共交通再編事業」とは、 地域公共交通を再編するための事業であって、 地方

公共団: 体 の支援を受けつつ、 特定旅客運送事 業 旅 客鉄道 事業、 旅客軌 道 事 業、 般乗合旅 客自 動 車 運 送

事業及び 国内 般旅 客定期航 路事業をい う。 以下同じ。 に係る路線等 の編成  $\mathcal{O}$ 変更、 他  $\mathcal{O}$ 種 類  $\mathcal{O}$ 旅 客運

送事 業 への転換、 自家用有償旅客運送による代替、 異なる公共交通事業者等の間 の旅客の乗継ぎを円滑に

行うため  $\mathcal{O}$ 運 行 計 画  $\mathcal{O}$ 改善、 共通 乗車船券の 発行その 他 (T) 国土交通省令で定めるものを行う事業を いうも

のとすること。

(第二条関係)

第三 基本方針に定める事項の見直し等

基本方針に定める事項として、 持続 可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び

再生に関する事業の 評価に関する基本的な事項を追加するものとすること。

基本方針 は、 交通 の機能と都市機能とが 相 互に密接に関連するものであることを踏まえ、 地域公共交

通 0) 活 性 化及び 再生 が 都 市 機 能 の増 進に寄与することとなるよう配慮 して定めるものとすること。

三 基本方針 は、 交通· 政 策基本法第十五条第 項に規定する交通政策基本計 画との 調 和 が 保たれたも  $\bigcirc$ で

なければならないものとすること。

第三条関係

第四 地域公共交通網形成計画の作成

地 方 公共団 体は、 基 本方針 に基づき、 市 町村 にあっては単 -独で又は共同 して、 都道府県にあっては当

該 都 道 府県の )区域内( の市 町 村と共同して、 当該. 市 町 村  $\mathcal{O}$ 区域内について、 持続 可能な地域 公共交通網  $\mathcal{O}$ 

形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画 (以下「地域公共交通網形成計画」

という。)を作成することができるものとすること。

地域公共交通網 形成計画に定める事項として、 地域公共交通網形成計 画 の達成状況の評価 に関する事

項を追加するものとすること。

 $\equiv$ 地域公共交通網形成計画においては、 都市機能の増進に必要な施設の立地の適正化に関する施策との

連 |携その他の持続可能な地域公共交通網の形成に際し配慮すべき事項を定めるよう努めるものとするこ

کی

兀 地 域 公共交通網形成計画を作成しようとする地方公共団体は、 地域公共交通網形成計画の作成及び実

施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができるものとすること。

(第五条及び第六条関係)

第五 地域公共交通再編事業

地 域 公共交通網形成計画において、 地域公共交通再編事業に関する事項が定められたときは、 当該 地

域公共交通網形成計画を作成した地方公共団体は、 当該地域公共交通網形成計画に即して地域公共交通

再編事業を実施するための計画 (以下「地域公共交通再編実施計画」という。) を作成し、これに基づ

き、 当該地域公共交通再編事業を実施し又はその実施を促進するものとすること。

地域公共交通再編実施計 画には、 次に掲げる事項について定めるものとする。

1 地域公共交通再編事業を実施する区域

2 地域公共交通再編事業の内容及び実施主体(3に掲げるものを除く。)

3 地方公共団体による支援の内容

4 地域公共交通再編事業の実施予定期間

5 地 域公共交通再編事業の実施に必要な資金の額及びその 調達方法

6 地域公共交通再編事業の効果

7 1 から6までに掲げるも ののほか、 地域公共交通再編事業の実施のために必要な事項として国土交

通省令で定める事項

三 地方公共団体は、 地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、 あらかじめ、 特定旅客運送事

業者等の全ての同意を得なければならないものとすること。

兀 地方公共団体は、 地域公共交通再編実施計画を定めようとするときは、 あらかじめ、 関係する公共交

通事業者等 (特定旅客運送事業者等である者を除く。)、 道路管理者、 港湾管理者及び公安委員会の意

見を聴かなければならないものとすること。

五. 国土交通大臣は、 地方公共団体の申請に基づき、 地域公共交通再編実施計 画 が持続可能な地 域公共交

通 網 の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである

旨の認定をするものとすること。

六 地方公共団 [体が地域公共交通再編実施計画について認定を受けたときは、 鉄道事業法の許可若 しくは

認 可を受け、 又は届立 出 をしなければならないものについては、 当該許可若しくは認可を受け、 又は 届 出

をしたものとみなすものとすること。

七 地方公共団体が地域公共交通再編実施計画について認定を受けたときは、 軌道法の特許、 認可若しく

は 許可を受け、 又は届出をしなければならないものについては、 当該特許、 認可若しくは許可を受け、

又は届出をしたものとみなすものとすること。

八 地方公共団体が、 地域公共交通再編実施計画について認定を受けたときは、 般乗合旅客自動車運送

当該 事 登録を受け、 業について道路運送法の許可若しくは認可を受け、 於許可若力 しくは認可を受け、 又は届・ 出 をし なけ 又は「 'n ばなら 届出をしたものと、 な V ŧ  $\mathcal{O}$ に つ *(* \ 又は届出をしなければならない ては、 自家用有償旅客運送につい 当該登録若しくは 変更登録 . T 登録若しく ものについては、 を受け、 は 変更 又は

九 公共交通 地方公共団体が地域公共交通再編実施計 |再編事業に係る自家用有償 旅客運送を行う者は、 画について認定を受けたときは、 旅客の運送に付随して、 当該認定の日以後 少 量  $\overline{\mathcal{O}}$ 郵便物 は、 新聞 地 域

紙その

他の

貨物を運送することができるものとすること。

届出

をしたも

のとみなすものとすること。

+ る路 公共交通再編事業に係るものを除く。 国土 線又は営業区域 交通 大臣 は、 に係 その全部又は う 一 あった場合には、 般乗合旅客自 部 十一にお  $\mathcal{O}$ 区 動 間 又は 車 いて同じ。 運 送 区 域 事 業 が 地 (地 )について、 域 域 公共交通 公共交通 再編 道路 再 編実: 事 運送法の 業を実施する区域 施 計 画 事業の に定 8 5 許 内 可 n 又 に た · 存 は 地 事 域

業計

画

0

変更の

認

可

0 申

請が

当該事業の経営により、

地域

公共交通

再編実施

計

画

 $\mathcal{O}$ 維

かどうか等を審査

しなけ

持

が

困

難となるため、

公衆

 $\mathcal{O}$ 

利便が著しく阻害されることとなるおそれがない

+ 客自 に 維 する路線又は営業区域に係 お 持 いて、 が 動 国土交通大臣は、 車 木 「難となるため、 運送事業を営む者に対し、 当該事業 の実施方法の変更を命ずることができるものとすること。 その全部又は一部の区間又は区域が地域公共交通再編事業を実施する区域内に存 公衆 る . D 般乗合旅客自動 利 便 相当の が \*著 しく阻害され 期限を定めて、 車 運 送事業の るおそれ 公衆の利便を確保するためやむを得な 経営により、 があると認めるときは、 地 域 公共交通 当該 再編 実 般 施 7 計 乗 限 合 画 度  $\mathcal{O}$ 

 $\mathcal{O}$ 期間 国土交通大臣は、 を定めて自動車その 一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が十一の命令に違反したときは、 他 この輸送 施設の当該事業のため  $\mathcal{O}$ 使用の停止若しくは当該事 業の停 六月以内 止 一を命じ

又は

当該

事

業について道路

運送法

の許

可を取

り消すことができるものとすること。

は 認可を受け、 地方公共 寸 又は「 体が 届出をしなければならないものについては、 地 域公共交通再編実施 計 画 に つい て認定を受けたときは、 当該許可若しくは認可を受け、 海上運送法 の許 可 又は届 若しく

出

をしたものとみなすものとすること。

十四四 再 編実施計画に定められた地域公共交通再編事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金 地 方公共団 体が 地 域公共交通再編 実施 計 画 につい て認定を受けた場合にお いて、 当該 地域 公共交通 一の割

引を行おうとするときは、あらかじめ、 共同で届出をした者は、 鉄道事業法、 軌道法、 道路運送法又は

海上運送法の規定により届出をしたものとみなすものとすること。

(第二十七条の二から第二十七条の八まで関係)

第六 その他

国土交通大臣の認定を受けた地域公共交通再編実施計画に定められた地域公共交通再編事業の実施を

担保するために必要な国土交通大臣による勧告、 命令等の規定を設けるものとすること。

(第二十八条関係)

罰則に関し所要の改正を行うものとすること。

(第四十三条から第四十五条まで関係)

三 その他所要の改正を行うものとすること。

第七 附則

この法律は、 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

(附則第一条関係)

この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとすること。

三

兀

関係法律について所要の改正を行うものとすること。

(附則第二条及び第三条関係)

(附則第六条及び第七条関係)